

## 令和2年度の公定価格の額について【2・3号認定(保育部)】

各支給認定保護者の額に係る法定代理受領の通知をいたします。

当園における令和元年度の公定価格の額は、以下の表の記載のとおりです。したがって、当園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

(単位:円)

	乳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	222,460	214,340	139,220	131,100	94,480	86,550	78,220	70,290
5月	222,460	214,340	139,220	131,100	94,480	86,550	78,220	70,290
6月	222,370	214,250	139,130	131,010	94,390	86,460	78,130	70,200
7月	222,370	214,250	139,130	131,010	94,390	86,460	78,130	70,200
8月	222,280	214,160	139,040	130,920	94,300	86,370	78,040	70,110
9月	222,280	214,160	139,040	130,920	94,300	86,370	78,040	70,110
10月	222,200	214,080	138,960	130,840	94,220	86,290	77,960	70,030
11月	221,950	213,830	138,710	130,590	93,970	86,040	77,710	69,780
12月	222,030	213,910	138,790	130,670	94,050	86,120	77,790	69,860
1月	220,340	212,220	137,100	128,980	92,360	84,430	76,100	68,170
2月	217,510	209,480	135,460	127,430	91,430	83,400	75,370	67,340
3月	219,680	211,650	137,630	129,600	93,600	85,570	77,540	69,510
合計	2,657,930	2,560,670	1,661,430	1,564,170	1,125,970	1,030,610	931,250	835,890

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないことになっています。